

中城村物価高騰対応地域商品券取扱店舗募集！

食料品価格等の物価高騰により、様々な影響を受けている**本村在住の19歳以上**に対し経済的な支援をすることを目的として「地域商品券」を発行いたします。

☆地域商品券とは？

本村在住の19歳以上に対し経済的な支援をすることを目的として、中城村が本村在住の**19歳以上の方**お一人あたり商品券総額1万円（商品券の券面金額1,000円×10枚）を配布。

発行総額 約18,000万円(予定)

商品券利用期間は令和8年4月1日～令和8年8月31日

事業者様の換金期間 令和8年4月20日～令和8年10月30日

☆商品券取扱店舗について

中城村に店舗、事業所等を有する事業者であって、中城村へ登録申請が必要。

ご協力いただける
事業者様おまち
してます！



商品券取扱店舗登録申請から換金までの流れ（目安）

1登録店舗申請

- 【提出様式】
- ・登録申請書（様式第3号）
 - ・口座登録申請書又は振込先の通帳の写し
- 【申請期限】 令和8年7月31日（金）

2取扱店登録証 が届く

※中城村より、登録の可否を審査した上で、
その結果をお知らせします。

3商品券取扱での 販売開始

- ・商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- ・商品券の券面金額に満たない金額では利用できません
- ・不足分は現金等で受け取ってください。

4換金手続

- ・換金請求書（様式5号）を中城村へ提出
- ・換金請求予定期間：
令和8年4月20日（月）～令和8年10月31日（月）

【お問い合わせ】 中城村役場 産業振興課 ☎895-2163（内線233） 商工観光係
メールアドレス：masaki@vill.nakagusuku.lg.jp